

社会福祉法人入間福祉会デイサービスセンター虹 指定通所介護（入間市総合事業）事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人入間福祉会が開設する指定通所介護事業所「デイサービスセンター虹」（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業および入間市介護予防日常生活支援総合事業（以下「入間市総合事業」という。）（以下合わせて「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態または要支援状態にある高齢者等（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な通所介護（介護予防通所介護または入間市総合事業）〔以下、「通所介護等」という。〕を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 1. 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

3. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービスの提供に努めるものとする。

4. 事業所及びその従業者は、入間市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団、同第2号に規定する暴力団員及び同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者であってはならず、並びにこれらの者と不適切な関係を有してはならない。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う主たる事業所の名称、所在時、事業単位及び定員は次の通りとする。

- 一、名 称 デイサービスセンター虹
- 二、所在地 入間市扇台4丁目5番19号
- 三、事業単位 1単位
- 四、定 員 35人（通常規模）

(主たる事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 主たる事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

一、管理者 1人

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

二、生活相談員 1人以上

生活相談員は、利用者の家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、通所介護（入間市総合事業）計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

三、看護職員 1人以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の相談・指導や看護を行う。

四、機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、利用者個々の心身機能維持のための計画立案・実施・評価を行う。

五、介護職員 利用者15人に1人、5人又はその端数を増すごとに1人以上とする。

介護職員は、利用者の日常生活動作の介助及び社会生活動作の支援を行う。

六、調理員 1人以上

調理員は、献立に基づき給食を調理し配膳を行う。下膳後、食器類の洗浄を行う。

七、運転手 1人以上

運転手は、利用者の送迎の他、通所介護の提供に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

一、営業日 月曜日から土曜日までとする。(但し、12月30日から1月3日までを除く。)

二、営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

三、サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

(サービス提供の留意事項)

第6条 通所介護（入間市総合事業）等の留意事項は次の通りとする。

一、通所介護（入間市総合事業）等の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画（入間市通所介護相当サービス計画書）に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

二、通所介護従業者は、指定通所介護（入間市総合事業）の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

三、指定通所介護（入間市総合事業）の提供に当たっては、介護技術の進歩に対し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

四、指定通所介護（入間市総合事業）は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

（通所介護（介護予防通所介護）計画の作成）

- 第7条 1. 管理者は、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画（介護予防サービス計画書）を作成するものとする。
2. 管理者は、上記の通所介護計画（介護予防サービス計画書）を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
3. 通所介護計画（介護予防サービス計画書）の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
4. 通所介護事業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画（介護予防サービス計画書）に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を説明し、記録する。

（通所介護等の利用料及びその他の費用の額）

- 第8条 1. 通所介護等の内容は次のとおりとし、指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

- 一、食事の提供
- 二、入浴（一般浴）
- 三、日常生活動作の機能訓練
- 四、健康状態チェック
- 五、送迎

2. その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一、通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用

ア、通常の事業の実施地域を越えた地点から6キロメートルまで 120円

イ、通常の事業の実施地域を越えた地点から6キロメートル以上 180円

二、食費 1食当たり 850円

三、おむつ代 実費

四、その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、入間市、所沢市、狭山市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 1. 指定通所介護（入間市総合事業）の提供に当たって、主治の医師からの指示事項がある場合には、申しでること。

2. 体調不良等によって、利用に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

（緊急時等における対応方法）

第11条 指定通所介護（入間市総合事業）の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに主事の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立てる。非常災害に備えるため、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うものとする。また、定期的に消防設備、施設等の点検を行う。

（業務継続計画の策定等）

第13条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施ため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）に基づき必要な措置を講じるものとする。

2. 施設における業務継続計画のための指針の整備。

3. 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研

修及び訓練を定期的に実施するものとする。

4. 施設は、定期的に業務継続の計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は虐待の発生又は再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

一、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る

二、虐待の防止のための指針を整備する

三、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する

四、前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

2. 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理及び通所介護（入間市総合事業）等従業者等の健康管理)

第15条 1. 事業所は、通所介護等に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に充分留意するものとする。

2. 事業所は、通所介護（入間市総合事業）従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めると共に、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(身体拘束等の禁止)

第16条 事業所は、居宅介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置
委員会の開催 年1回以上

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 身体拘束等の適正化のための研修の実施

採用時研修 採用後3か月以内

継続研修 年1回以上

(個人情報の保護)

第17条 1. 事業所は、個人の情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2. 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(秘密保持)

第18条 1. 通所介護(入間市総合事業)従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

2. 事業者は、通所介護(入間市総合事業)の従業者であったものに、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、通所介護(入間市総合事業)従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、通所介護(入間市総合事業)従業者との契約の内容とする。(苦情処理)

第19条 管理者は、提供した通所介護(入間市総合事業)に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置く。担当者は解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じる。これらの内容を利用者及び利用者家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第20条 1. 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援事業者(入間市総合事業支援事業者)等に連絡を行うと共に、必要な措置を行う。

2. 事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3. 事業所は、前項の損害賠償のために、損害保険に加入する。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 1. 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設ける

ものとし、また、業務体制を整備する。

一、採用時研修 採用1か月以内

二、継続研修 年1回以上

2. 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。

3. 正当な理由無く、通所介護等サービスの提供を拒まないものとする。また、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な通所介護等を提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者（入間市総合事業支援事業者）に連絡を行い、又は適当な事業所を紹介することとする。

4. 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。

5. 利用者の介護認定等に認定審査委員会の意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して、通所介護等サービスを提供する。

6. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備する。

7. この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人入間福祉会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年 7月 1日から施行する。

平成26年 4月 1日から一部改正施行する。

平成26年 7月 1日から一部改正施行する。

平成26年12月25日から一部改正施行する。

平成28年 1月 1日から一部改正施行する。

平成28年 3月 1日から一部改正施行する。

平成28年11月 1日から一部改正施行する。

令和 1年10月 1日から一部改正施行する。

令和 6年 4月 1日から一部改正施行する。

令和 6年12月 1日から一部改正施行する。

令和 7年12月 1日から一部改正施行する。